

# (案)

## 香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務委託契約書

香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務の委託に関し、次の条項により契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### (目的)

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 名称 香川県広域水道企業団【高松・東讃・小豆ブロック】検針・滞納整理等業務
- (2) 内容 別添仕様書等のとおり

### (委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

### (委託料)

第4条 委託料は、次のとおりとする。

- (1) 月額 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）
- (2) 総額 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 令和5年度 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 令和6年度 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 令和7年度 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 令和8年度 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 令和9年度 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
- (3) ブロック毎内訳
  - 高松ブロック（総額） 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 東讃ブロック（総額） 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）
  - 小豆ブロック（総額） 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

2 乙は、前項に定める契約代金を、委託業務の実施のための経費以外に使用してはならない。

3 甲は、委託業務等におけるお客さまサービス等の向上を図るため、別紙「検針業務における減額基準」及び「水道料金等の未納料金の回収における減額基準」を設け、本基準に基づき契約代金を減算することができる。

### (委託料の支払い)

第5条 前条に定める委託料は、各年度の契約代金を毎月の均等分割で支払うものとし、月額 \_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円）とする。

2 乙は、第11条第2項に定める甲の検査に合格しているものについて、甲の示す手続きに従って契約代金を請求するものとする。

3 甲は、前項に定める適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙へ支払わなければならない。

4 乙は、各会計年度において、別紙「検針業務における減額基準」及び「水道料金等の未納料金の回収における減額基準」により算定した金額について甲が支払うべき各会計年度の3月における委託料の額において相殺し、支払うものとする。

### (契約保証金)

第6条 契約保証金の額は、〇〇〇〇円とする。

- 2 契約保証金は、契約を締結する前までに納付しなければならない。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 4 契約保証金は、乙が契約の履行をすべて完了し、第5条の規定により委託料を請求したとき又は第26条第2項若しくは第29条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき還付する。
- 5 契約保証金は、損害賠償金の一部として充当する。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務を実施するに当たり、甲と協議の上、ブロック毎に業務責任者を決定し、甲に報告しなければならない。業務責任者及び報告事項を変更したときも同様とする。

(業務責任者等に対する責任)

第8条 乙の業務責任者及び業務従事者が、委託業務の実施に当たり、事故による死傷又は精神的若しくは物的な損害等が発生した場合、甲は、これに対し一切の責任を負わないものとする。

(身分証明書の発行及び携帯)

第9条 乙は、委託業務に従事する業務責任者及び業務従事者に、甲の確認を受けた顔写真入りの身分証明書を交付しなければならない。

- 2 前項の交付を受けた者が委託業務に従事するときは、統一的な制服を着用するとともに、常に前項の身分証明書を携帯するものとし、委託業務の実施に当たって関係する者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(業務実施計画書の提出)

第10条 乙は、業務実施計画書を提出しなければならない。

(業務実施の報告及び検査)

第11条 乙は、業務実施報告書(日報及び月報を含む。)及び業務完了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査するものとする。
- 3 乙は、検査の結果、契約内容と適合しない部分について甲から改善指示を命ぜられたときは、甲の指定する日までに当該部分の改善を行わなければならない。この場合において、業務の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査又は監査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。これらの場合において、乙は甲の指示に従わなければならない。

(報告書等の様式)

第12条 乙が甲に提出する報告書、計画書等の様式は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(事故報告)

第13条 乙は、この契約を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 書類、諸帳簿及びデータの紛失、盗難等
- (2) 身分証明書、制服及び貸与品の紛失、毀損等
- (3) 収納した現金(小切手を含む。)、納付書及び領収書の紛失、盗難等
- (4) 水道等使用者からの要望、苦情その他一切の申立て

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が報告する必要があると認めるもの

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、甲の承認を受けなければ第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が、委託しようとする乙の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に申請し、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県広域水道企業団個人情報保護条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第3号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、甲が所有するデータ及び資料(以下「データ等」という。)を甲の許可なく複製し、又は複製してはならない。

3 乙は、データ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(施設等の使用)

第18条 甲は、委託業務を実施するために必要であると認めた場合は、甲が指定する甲の施設及び物件について、無償で乙の使用を認めるものとする。

(業務の内容の変更等)

第19条 甲は、必要がある場合は、乙と協議して委託業務の内容を変更することができる。この場合、変更内容を書面により別に定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第4条の委託料を変更することができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第20条 契約締結後において、天災その他予期することができない事由に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(危険負担)

第21条 乙は、業務全体の管理及び従事者等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

2 乙は、業務実施上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、甲から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その過失の範囲内で甲が負担するものとし、この場合における負担すべき額は、甲と乙が協議して決

定するものとする。

(事故発生時等の措置)

第22条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

3 前2項の場合において、乙は、そのとった措置の内容について、遅滞なく書面により甲に報告しなければならない。

4 乙が第1項又は第2項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は乙の負担とする。ただし、甲が委託料の範囲内に含めることが適当でないと認める部分の経費については、甲乙協議の上、双方の負担額を決定するものとする。

(法令等の遵守)

第23条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第24条 乙の責めに帰すべき事由により、期限までに業務を完了することができない場合は、甲は、乙に損害金を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲の指定した日の翌日から業務を完了した日までの遅滞日数に応じ、未済部分の委託料総額に契約規程第13条第1項に規定する割合で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

3 前項の定めによる損害金の請求は、第28条に定める違約金、第31条及び第32条に定める賠償金の請求を妨げない。

4 第2項の遅延損害金は、委託料と対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第25条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

3 乙は、契約の履行に当たって、第15条第1項ただし書の規定により甲の承認を得た乙の再委託先の第三者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう再委託先の第三者を指導し、その報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(甲の契約解除権)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (3) その責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。
- (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（談合その他不正行為による契約解除）

第27条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第26条第1項又は前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否した場合又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（乙の契約解除権）

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により、甲が業務の内容等を変更したため、委託期間全体の委託料総額が3分の2以上減少することが見込まれるとき。
  - (2) 第19条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 乙は、前項の定めによりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償金の額は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（解除に伴う措置）

第30条 甲は、この契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する委託料を乙に支払うものとする。

- 2 乙は、この契約が解除された場合において、甲から支給された材料（以下「支給材料」という。）又は貸与された機械器具等（以下「貸与品」という。）があるときは、当該支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料又は貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他

の物件（再委託先が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、第5項の規定により甲の指定する日までに、当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状回復し、甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、次項の規定により甲の指定する日までに当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第26条第1項又は第27条各号の規定によるときは甲が定め、第26条第2項又は前条第1項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償金）

第31条 乙は、この契約に関して、第27条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、委託期間全体の委託料総額の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第32条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、この契約を履行することが困難になった場合は、契約解除予定日の3箇月前までに書面でその予告をし、甲と協議の上、契約解除の申出をすることができる。この場合において、甲、水道等使用者等に損害が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、乙は、甲の提示する損害を賠償しなければならない。

（損害賠償金等の相殺）

第33条 乙がこの契約に基づく損害賠償金、遅延損害金又は違約金を甲の指定する日までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に香川県広域水道企業団契約規程第13条第1項に規定する割合で算定した遅延利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の定めにより追徴する場合は、甲は、乙から遅延日数に応じ香川県広域水道企業団契約規程第13条第1項に規定する割合で算定した額の延滞金を徴収するものとする。

（書類等の帰属）

第34条 この契約によって作成された領収印・書類・情報等は、甲に帰属するものとし、乙が甲にそれを返還するときは、返納書を提出し、その確認を受けなければならない。

（法令等の遵守）

第35条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第36条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第37条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第38条 この契約に定めのないもの、又は契約条項に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号  
香川県広域水道企業団  
企業長

乙 (住所)  
(氏名)



## 別記

### 【個人情報取扱特記事項】

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、乙が、委託しようとする乙の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に申請し、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。

#### (作業場所の指定等)

第8 乙は、この契約による事務の処理について、甲の庁舎内において甲の開庁時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。